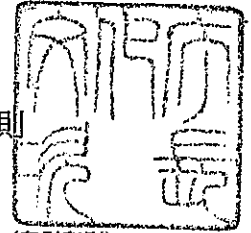




30文庁第1293号  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
各指定都市市長  
関係各独立行政法人の長

文化庁次長  
村田 善 則



(印影印刷)

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
の一部を改正する法律等の施行について（通知）

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号。以下「改正法」という。）の公布については、平成30年6月8日付け30庁財第128号文化庁次長通知により通知しましたが、平成31年4月1日より改正法が施行されます。

これに伴い、平成31年1月30日に「文化財保護法施行令等の一部を改正する政令」（平成31年政令第18号。以下「改正令」という。）が公布されるとともに、同年3月4日に「重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令」（平成31年文部科学省令第5号。以下「新省令」という。）が、同年3月29日に「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令」（平成31年文部科学省令第7号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ公布され、いずれも同年4月1日より施行されます。

また、平成31年3月4日付け30文庁第1123号文化庁次長通知により通知したとおり、地方公共団体や所有者等が、改正法により新たに位置付けられる計画等を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項等を示した指針として、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「指針」という。）を策定したところです。

改正法及び関係政省令の整備等の概要並びに留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いするとともに、関係機関及び域内の市区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。



(別添)

- ・文化財保護法施行令等の一部を改正する政令の概要
- ・文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 18 号）
- ・文化財保護法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の概要
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成 31 年文部科学省令第 5 号）
- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令の概要
- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令（平成 31 年文部科学省令第 7 号）
- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令 新旧対照表
- ・文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定）（平成 31 年 3 月 29 日最終改正）
- ・文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 新旧対照表
- ・文化財保護法施行令第 5 条第 3 項第 1 号ロ及び第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準（平成 12 年 12 月 27 日文部大臣裁定）（平成 31 年 3 月 29 日最終改正）
- ・文化財保護法施行令第 5 条第 3 項第 1 号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準 新旧対照表

記

## 第 1 文化財保存活用大綱関係

### 1 趣旨

都道府県は、都道府県としての文化財の指定等を行い、その保存及び活用のための取組を自ら進めているほか、市町村に対し、広域的な観点から指導・助言・援助を行うなど、積極的な役割を果たしている。関係市町村の連携の促進や総合的な取組の推進等、文化財の保存及び活用における都道府県に期待される役割を踏まえ、都道府県は、域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができることとした。

### 2 文化財保存活用大綱の策定

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及

び活用に関する総合的な施策の大綱（以下「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができることとしたこと。（改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第183条の2第1項関係）

また、都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならないこととしたこと。（同条第2項関係）

○ 文化財保存活用大綱の記載事項は、指針に示すとおり、文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存及び活用の推進体制を記載すること。

これらのうち、域内の市町村への支援の方針については、市町村が行う修理・整備などの保存及び活用に関する取組への支援の方針、市町村が文化財保存活用地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制、小規模市町村など自ら文化財保存活用地域計画を作成することが難しい場合の都道府県による支援の方針などを記載することが考えられること。

○ 文化財保存活用大綱を策定するに当たっては、文化財の専門家や文化財の所有者、民間団体関係者など外部の者の意見を聴きながら策定することが望ましいこと。

○ その他記載事項の詳細及び留意事項については、指針を参照されたい。

## 第2 文化財保存活用地域計画関係

### 1 趣旨

近年、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による文化財の散逸・滅失等への対応が喫緊の課題となっている。特に、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や、文化財と一体性・関連性を有する周辺環境などの貴重な歴史的資産が失われつつあり、文化財を次世代に確実に継承していくためには、未指定を含めた地域の文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携しながら、総合的に文化財の保存及び活用を進めていくことが必要である。

このため、従来作成を推進してきた歴史文化基本構想を、文化財の保存及び活用に係る具体的な取組を盛り込んだより実効性のある「マスタープラン」として発展させ、文化財保護法上に位置付けることとした。

### 2 文化財保存活用地域計画の認定等

(1) 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下

「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとしたこと。(法第183条の3第1項関係)

これを踏まえ、文化財保存活用地域計画の認定の申請をしようとする市町村の教育委員会は、新省令で定める様式による申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととしたこと。(新省令第53条第1項関係)

- 文化財保存活用地域計画を作成することができるのは、地方文化財保護審議会を置く市町村に限られること。
- 文化財保存活用大綱が定められていなければ文化財保存活用地域計画を作成できないものではなく、文化財保存活用大綱が定められていない場合にも、協議会(後掲3参照)等において都道府県の意見を踏まえて文化財保存活用地域計画を作成することが適当である。
- 既に歴史文化基本構想を策定している市町村については、当該基本構想に法令や指針で定める内容を盛り込んだ上で、当該基本構想を文化財保存活用地域計画へ移行し、認定申請を行うことが可能であることから、積極的に検討されたいこと。

(2) 文化財保存活用地域計画の記載事項を次のとおり定めたこと。(法第183条の3第2項及び新省令第54条関係)

- ① 市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ② 市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③ 市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④ 計画期間
- ⑤ 文化財保存活用地域計画の名称
- ⑥ 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- ⑦ 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第184条の2第1項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
- ⑧ その他参考となるべき事項
  - 文化財を把握するための調査に関する事項には、域内の文化財を総合的に把握するため、これまでの調査の実施状況を踏まえ、調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的な計画などを記載すること。なお、域内の文化財の網羅的な調査・把握が完了しなければ文化財保存活用地域計画を作成できないものではなく、調査が未実施の部分については、今後の実施の方針や計画等を記載すること。
  - その他記載事項の詳細及び留意事項については、指針を参照されたい。

- (3) 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（後掲3の協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会）の意見を聴かなければならないこととしたこと。（法第183条の3第3項関係）

また、文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならぬこととしたこと。（同条第4項関係）

- (4) 文化庁長官は、認定の申請があった文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとしたこと。（法第183条の3第5項関係）

また、市町村の教育委員会は、当該認定の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならぬこととしたこと。（同条第8項関係）

- (5) (4)の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬこととしたこと。（法第183条の4第1項関係）

これを踏まえ、次に掲げる変更以外の変更を軽微な変更として定めたこと。（新省令第55条関係）

- ① 計画期間の変更
- ② 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③ その他文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

○ 軽微な変更を行った場合は、変更の認定の申請は不要であるが、当該軽微な変更の内容について、都道府県を經由して文化庁へ情報提供することが望ましい。

- (6) 認定を受けた文化財保存活用地域計画（以下「認定文化財保存活用地域計画」という。）の実施状況に関する報告の徴収、認定の取消し、都道府県の教育委員会又は国による市町村への指導・助言等について規定したこと。（法第183条の6～第183条の8関係）

### 3 協議会

市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、当該市町村、都道府県、文化財保存活用支援団体、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者から構成される、文化財保存活用地域計画の作成・変更に関する協議等を行うための協議会を組織することができることとしたこと。(法第 183 条の 9 関係)

### 4 文化財の登録の提案

認定市町村の教育委員会は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該認定市町村の区域内に存する文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができることとするとともに、その場合、あらかじめ、地方文化財保護審議会（協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会）の意見を聴かなければならないこととしたこと。(法第 183 条の 5 関係)

これを踏まえ、認定市町村の教育委員会が提出する提案書の記載事項及び添付書類を定めたこと。(新省令第 56 条関係)

○ 文化財登録原簿への登録の提案に当たっては、当該提案に係る文化財が該当すると思料する登録有形文化財登録基準(平成 17 年文部科学省告示第 44 号)、登録有形民俗文化財登録基準(平成 17 年文部科学省告示第 45 号)又は登録記念物登録基準(平成 17 年文部科学省告示第 46 号)並びに当該登録基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価を記載する必要がある、これらの基準の詳細は、以下の通知に記載されているので、参照されたいこと。

- ・文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について(平成 8 年 8 月 30 日付け庁保伝第 143 号文化庁次長通達)
- ・文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について(平成 17 年 3 月 28 日付け 16 庁財第 413 号文化庁次長通知)別添 3～5

### 5 認定市町村の教育委員会による事務処理の特例

文化庁長官の権限に属する事務であって認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができることとしたこと。(法第 184 条の 2 第 1 項関係)

これを踏まえ、認定市町村の教育委員会が処理することができる事務の内容及び実施主体並びにこれらの事務を認定市町村の教育委員会が行うこと

とする場合の手續等について、次のとおり定めることとしたこと。(改正令による改正後の文化財保護法施行令(以下「令」という。)第6条及び第8条関係)

(1) 認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とすることとしたこと。(令第6条第1項関係)

① 次に掲げる重要文化財の現状変更等の許可、取消し、停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

② 重要文化財の調査(①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。)

③ 重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可、取消し、停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

○ これらの事務は、令第5条第3項の規定により、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととされている事務と同一のものである。

(2) 認定市町村である町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、(1)のほか、次に掲げる事務の全部又は一部とすることとしたこと。

(令第6条第2項関係)

① 次に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、取消し、停止命令

イ 小規模な仮設建築物の新築、増築又は改築など、区域内の史跡名勝天然記念物に係る一定の行為

ロ 認定市町村である町村の教育委員会が個別の史跡名勝天然記念物に係る管理のための計画を定めた区域のうち、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域におけるもの

② 史跡名勝天然記念物の調査及び調査のため必要な措置の施行(①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。)

○ これらの事務は、令第5条第4項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が行うこととされている事務と同一のものである。

(3) これらの事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合の手續として、文化庁長官による都道府県への協議、認定市町村への同意の求め、官報告示等について規定することとしたこと。(令第6条第3項～第5項関係)

(4) これらの事務((1)③に掲げるものを除く。)のうち認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する第1号法定受託事務とすることとしたこと。(令第8条関係)

○ これを踏まえ、従前の現状変更等の許可等の事務の処理基準を改正し、認定市町村の教育委員会が当該事務を処理する場合にも適用することとしたので、今後はこれによること。

- ・ 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(平成12年4月28日文部大臣裁定)(平成31年3月29日最終改正)
- ・ 文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロ及び第6条第1項第1号に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準(平成12年12月27日文部大臣裁定)(平成31年3月29日最終改正)

### 第3 文化財保存活用支援団体関係

#### 1 趣旨

文化財の継承の担い手が減少しつつあり、所有者や行政だけでは文化財を十分に保存及び活用することが困難となっている状況を踏まえ、地域で活動する民間団体と協力し、民間団体を文化財の保存及び活用の担い手として制度上に位置付けることによって、行政と民間がより連携しながら文化財の保存及び活用に取り組んでいくことのできる仕組みを設けることとした。

#### 2 文化財保存活用支援団体の指定等

(1) 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であって、当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用、当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下「支援団体」という。)として指定することができることとしたこと。(法第192条の2及び第192条の3関係)

これを踏まえ、法人に準ずる団体として、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものを定めたこと。(新省令第57条関係)

○ 指定の対象となる支援団体の業務の内容は様々であり、法第192条の3各号に掲げる業務はその代表的なものを例示しているに過ぎないこ



とから、同条に規定する業務を網羅的に実施する必要はないこと。

- 一の市町村が複数の支援団体を指定することや、一の支援団体が複数の市町村から指定を受けることは差し支えないこと。
- 文化財に関して知見を有する支援団体に対して文化財の譲渡を促進することにより、民間を含めた多様な主体の参画による文化財の次世代への継承を図るため、平成31年度税制改正により、個人・法人が、重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を支援団体（一定のものに限る。）に譲渡した場合には、国・地方公共団体等へ譲渡した場合と同様に、譲渡所得の課税の特例等の適用対象となることとされている。（所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正後の租税特別措置法第34条第2項第4号、第40条の2等関係）

(2) 業務に関する報告徴収、業務改善命令、指定の取消し及びその旨の公示等、市町村の教育委員会による監督等について規定することとしたこと。

（法第192条の4関係）また、国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導・助言をするものとしたこと。（法第192条の5関係）

- 業務改善命令の対象として、委託を受けた文化財の管理等が不適切である場合や、指定時に実施予定となっていた業務を実際には実施しようとしなかった場合等が想定される。
- 業務改善命令や指定の取消しを行う場合には、行政手続法に基づく聴聞等の手続が合わせて必要となるため、留意すること。

(3) 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更を提案することができることとしたこと。また、支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、文部科学省令で定めるところにより、当該認定市町村の区域内にある文化財について登録の提案をするよう市町村の教育委員会に要請することができることとしたこと。（法第192条の6関係）

これを踏まえ、登録の提案の要請の際に認定市町村の教育委員会に提出する書類の記載事項を定めたこと。（新省令第58条関係）

## 第4 保存活用計画関係

### 1 趣旨

文化財の確実な継承に向け、個々の文化財に係る保存及び活用の考え方を明確化するとともに、中長期的な観点から主体的・計画的に取組を推進する

ことが重要である。このため、従来重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物について作成を推進してきた「保存活用計画」を法律上位置付け、国指定・登録文化財に係る全ての類型を対象にその作成を推進することとした。

## 2 保存活用計画の認定等

(1) 重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は登録記念物（以下「重要文化財等」という。）の所有者、管理団体、保持者等又は保存地方公共団体等（以下「所有者等」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財等の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画等」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとしたこと。（法第53条の2第1項等関係）

これを踏まえ、申請書の様式及び重要文化財保存活用計画等に現状変更等、修理又は公開を目的とする寄託契約に関する事項について記載している場合の添付書類等を定めるとともに、当該添付書類等の記載事項等を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。（新省令第1条及び第2条等関係）

- 重要文化財保存活用計画等の作成主体は所有者等であり、都道府県及び市町村の教育委員会においては、所有者等の求めに応じて、計画の作成等に関し積極的に指導・助言、支援等されたいこと。
- 文化財が複数の類型に重複して指定等されている場合や、一人の所有者が複数の文化財を所有している場合には、一体的・合理的な保存及び活用の観点から、全体として一つの計画を作成することが考えられるが、当該重要文化財保存活用計画等に含まれる全ての文化財ごとに、(2)の記載事項及び(3)の基準を満たすことが必要である。
- 重要文化財保存活用計画等に現状変更等又は修理に関する事項を記載している場合の添付書類について、重要文化財保存活用計画等の認定の申請時点における設計仕様書や設計図の作成が困難である場合が想定されることから、計画書の添付も可能としている。

(2) 重要文化財保存活用計画等には、当該重要文化財等の名称及び所在の場所、当該重要文化財等の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、計画期間等を記載することとしたこと。（法第53条の2第2項及び新省令第3条第1項等関係）

また、重要文化財保存活用計画等には、当該文化財の現状変更等、修理又は公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載することができることとし、その場合に記載すべき事項をそれぞれ定めたこと。（法第53条の2第3項及び新省令第3条第2項～第4項等関係）

- 史跡名勝天然記念物保存活用計画に現状変更等に関する事項を記載する場合には、史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。）を記載することとした。これは、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（平成 27 年 3 月、文化庁文化財部記念物課）等を参照するなどして従来策定を推進してきた「保存活用計画」に記載された取扱方針及び取扱基準と同様の形式で、法定の史跡名勝天然記念物保存活用計画においても現状変更等に係る基準を記載することにより、当該史跡名勝天然記念物において許容される現状変更等の行為、区域等を明確化し、その適切な保存及び活用を推進することを趣旨としている。（新省令第 36 条第 2 項第 1 号関係）
- 相続税の負担を理由とした美術工芸品の散逸を防ぎ、美術館・博物館の適切な環境下における管理・公開を促進するため、平成 30 年度税制改正により、個人が所有する重要文化財・登録有形文化財である美術工芸品について、美術館・博物館と寄託契約を締結し、併せてその旨を記載した保存活用計画について認定を受けた場合には、当該美術工芸品に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予する特例が創設されている。（租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 関係）

このため、本特例の適用を受けようとする場合は、当該重要文化財又は登録有形文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載した保存活用計画について認定を受ける必要があることに留意すること。
- その他記載事項の詳細及び留意事項については、指針を参照されたい。

(3) 文化庁長官は、(1) の認定の申請があった重要文化財保存活用計画等の実施が当該重要文化財等の保存及び活用に寄与するものであると認められること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとしたこと。（法第 53 条の 2 第 4 項第 1 号～第 3 号等関係）

また、重要文化財保存活用計画等に当該文化財の現状変更等、修理又は公開を目的とする寄託契約に関する事項について記載している場合に適合すべき基準をそれぞれ定めたこと。（同項第 4 号～第 6 号及び新省令第 4 条第 1 項～第 3 項等関係）

(4) 文化庁長官は、(3) の認定を受けた重要文化財保存活用計画又は登録有形文化財保存活用計画に記載された重要文化財又は登録有形文化財（いずれも建造物を除く。）について相続又は遺贈があった場合において、当該相続又は遺贈により当該重要文化財又は登録有形文化財を取得した個人から申請があったときは、当該重要文化財又は登録有形文化財の価格の

評価を行うことができることとしたこと。(新省令第5条及び第13条関係)

- 相続又は遺贈により当該重要文化財又は登録有形文化財を取得した個人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする場合には、文化庁長官による価格の評価が必要となることに留意すること。

(5) (3) の認定を受けた重要文化財等の所有者等は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画等(以下「認定重要文化財保存活用計画等」という。)の変更をしようとするときは、文部科学省令で定める軽微な変更を除き、文化庁長官の認定を受けなければならないこととしたこと。(法第53条の3第1項等関係)

これを踏まえ、軽微な変更として、例えば、(3) の認定を受けた重要文化財保存活用計画については、次に掲げる変更以外の変更を定めるなど、文化財の種類ごとに、その内容を定めることとしたこと。(新省令第6条等関係)

- ① 重要文化財の所有者又は所在の場所の変更
- ② 計画期間の変更
- ③ 重要文化財の現状変更等に関する変更
- ④ 重要文化財の修理に関する変更
- ⑤ 重要文化財(建造物を除く。)の公開を目的とする寄託契約に関する変更
- ⑥ その他重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
  - 所在の場所の変更、現状変更等又は修理に関する変更については、既に許可を受け、又は届出を行ったものについては、変更の認定は不要であること。
  - 所有者又は所在の場所について変更の認定を受けた場合であっても、所有者又は所在の場所の変更の届出(法第32条及び第34条等)は別途行わなければならないので留意すること。

(6) 認定重要文化財保存活用計画等の実施状況に関する報告徴収、認定の取消し、都道府県及び市町村の教育委員会又は文化庁長官による所有者等への指導・助言等について規定したこと。(法第53条の6～第53条の8関係)

### 3 現状変更等の許可等の特例

(1) 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事項が記載された重要文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即し

て行う場合には、文化庁長官の許可を受けることを要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、新省令で定める別記様式による届出書に当該現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えて、文化庁長官に届け出ることをもって足りるものとしたこと。(法第 53 条の 4 及び新省令第 7 条等関係)

(2) 登録有形文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更等に関する事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官への事前の届出を要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、新省令で定める別記様式による届出書を文化庁長官に届け出ることをもって足りるものとしたこと。(法第 67 条の 4 及び新省令第 15 条等関係)

(3) 重要文化財の修理に関する事項が記載された重要文化財保存活用計画が認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官への事前の届出を要せず、当該修理が終了した後遅滞なく、新省令で定める別記様式による届出書に当該修理の結果を示す写真又は見取図を添えて、文化庁長官に届け出ることをもって足りるものとしたこと。(法第 53 条の 5 及び新省令第 8 条関係)

#### 4 その他

改正法により法律上位置付けられた重要文化財保存活用計画等と同様に、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の選定の申出に係る保存計画についても、保存と活用を一体的に捉え、活用に関する事項についても記載されている実態があることから、いずれも「保存活用計画」と名称を改めることとしたこと。(改正省令による改正後の重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則等関係)

### 第5 管理責任者関係

所有者に代わり重要文化財等の管理を行う管理責任者について、当該重要文化財等の適切な管理のため必要があるときに選任できるようにすることとしたほか、選任対象として自然人に加え、文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専任することができることとしたこと。(法第 31 条第 2 項等関係)

○ 従来の管理責任者は、所有者が「特別の事情があるとき」に選任できるとされており、自ら海外渡航中で不在であるなどの極めて限定された場面でのみ利用されてきたもので、必ずしも十分に活用されていない現状がある。

- 管理責任者制度をより使いやすく実効性のあるものとする観点から、選任要件を「文化財の適切な管理のため必要があるとき」と拡大することにより、例えば、所有者の高齢化などのために日常的な文化財の管理が困難である場合や、文化財についてより専門的な知見を有する者にその管理を代行させたい場合等にも選任を可能とすることとしたこと。また、従来自然人に限定していた選任対象を、文化財保存活用支援団体をはじめとする法人その他の団体にも拡大することとしたこと。

## 第6 文化審議会関係

文化庁長官が、あらかじめ、文化審議会に諮問すべき事項として、以下の事項を追加することとしたこと。(法第153条第2項関係)

- 1 重要文化財保存活用計画等の認定(変更の認定を含む。)(同項第6号～第8号、第12号～第14号、第23号及び第24号関係)
- 2 文化財保存活用地域計画の認定(変更の認定を含む。)(同項第26号関係)
- 3 法第184条の2第1項の政令(重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係るものに限る。)の制定又は改廃の立案(同項第27号関係)

## 第7 国に関する特例関係

- 1 国の所有に属する重要文化財等を管理する各省各庁の長が重要文化財保存活用計画等を作成する際の文化庁長官への同意の求め等について定めたこと。(法第170条の2～第170条の6、第179条の2～第179条の5及び新省令第46条～第52条関係)
- 2 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため文化庁長官の指定を受けた地方公共団体その他の法人が、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成する際の文化庁長官への認定の申請等について定めたこと。(法第174条の2関係)

## 第8 地方公共団体における文化財の保護に関する事務の所管関係

### 1 趣旨

教育委員会が管理・執行することとされている地方公共団体における文化財の保護に関する事務について、景観・まちづくり等の他の行政との一体的な施策の推進の必要性等を踏まえ、条例により、これらの事務を地方公共団体の長が管理・執行することを可能とすることとした。

### 2 条例による文化財の保護に関する事務の移管

- (1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、

文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することができることとしたこと。（改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第23条第1項第3号関係）

(2) (1) の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くものとしたこと。（法第190条第2項関係）

○ 文化財の保護に関する事務の所管については、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、①専門的・技術的判断の確保、②政治的中立性、継続性・安定性の確保、③開発行為との均衡、④学校教育や社会教育との連携の四つの要請を十分に勘案し、これらを担保することができる仕組みが必要とされている。

○ このため、今回の改正では、平成29年12月8日文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」を踏まえ、文化財の保護に関する事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合には、四つの要請に対応するための環境の整備の一環として、地方文化財保護審議会を必ず置くことを制度上明確にしたものである。

特定地方公共団体においては、同答申に示されているように、こうした制度上講ずべき措置に加え、専門的知見を持つ職員の配置の促進や研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築等について総合的に取り組むことにより、四つの要請に適切に対応することが必要であることに十分に留意すること。

○ 地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、文化財の保護に関する事務の全てであり、事務の一部については、従前のおり、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。

○ 地教行法第23条第1項において、文化財の保護を除く文化に関する事務（第2号）と文化財の保護に関する事務（第3号）とを並列して規定しているのは、前者のみ又は後者のみを地方公共団体の長が管理・執行することを可能とする趣旨であること。

- 文化財の保護に関する事務を地方公共団体の長が管理・執行する場合には、その旨を定める条例の制定が必要であり、地方公共団体の議会は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこと。(地教行法第 23 条第 1 項及び第 2 項関係)

併せて、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を設置に係る条例の制定又は改廃も必要であること。(法第 190 条第 2 項関係)

## 第 9 文化財保護指導委員関係

文化財の巡視や所有者等への指導及び助言を行う文化財保護指導委員について、都道府県の教育委員会と同様に、市町村の教育委員会にもこれを置くことができることとしたこと。(法第 191 条第 1 項関係)

- 「2019 年度文教関係地方財政措置予定(主要事項)及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」(平成 31 年 2 月 19 日付け文部科学省大臣官房会計課地方財政室及び初等中等教育局財務課教育財政室事務連絡)により情報提供しているとおおり、平成 31 年度より、都道府県に配置される文化財保護指導委員の配置に要する経費が新たに普通交付税措置されることとされた。各都道府県においては、当該措置も活用しつつ、文化財保護指導委員の積極的な配置を促進されたいこと。

## 第 10 罰則関係

- 1 近年の文化財への毀損事案の多発等を踏まえ、次に掲げるものについて罰金の最高額を引き上げることとしたこと。
  - ① 重要文化財・史跡名勝天然記念物の損壊等に係る罰金の最高額を 30 万円から 100 万円に、所有者による損壊等の場合における罰金の最高額を 20 万円から 50 万円に、それぞれ引き上げることとしたこと。(法第 195 条及び第 196 条関係)
  - ② 重要文化財・史跡名勝天然記念物の無許可の現状変更等に係る罰金の最高額を、20 万円から 50 万円に引き上げることとしたこと。(法第 197 条関係)
  - ③ 国宝や特別史跡名勝天然記念物等の文化庁長官による修理・復旧等の拒否・妨害等に係る罰金の最高額を、10 万円から 30 万円に引き上げることとしたこと。(法第 198 条関係)
- 2 保存活用計画に関し、次に掲げるものについて過料を新たに設けることとしたこと。
  - ① 10 万円以下の過料(法第 202 条第 5 号関係)  
認定保存活用計画の実施状況に関する報告義務違反、虚偽の報告



- ② 5万円以下の過料（法第203条第2号関係）  
認定保存活用計画に係る届出義務違反，虚偽の届出

## 第11 その他

### 1 施行期日

改正法，改正令，新省令及び改正省令の施行期日は，平成31年4月1日とすることとしたこと。（改正法附則第1条等関係）

### 2 罰則に関する経過措置

改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例によることとしたこと。（改正法附則第2条関係）

### 3 銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正

特定地方公共団体については，銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令において教育委員会が行うこととされている事務を当該特定地方公共団体の長が行うこととする等の所要の規定の整備を行ったこと。（改正法附則第4条～第7条等関係）

【本件担当】

文化庁文化資源活用課企画係

TEL：03-5253-4111（内線2864）